

議案第52号

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の  
件

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和62年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「15,180円」を「15,200円」に改め、同号イ中「4,540円」を「4,550円」に改め、同項第3号中「10,890円」を「10,900円」に改める。

第5条を次のように改める。

（手数料及び使用料の減免）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料又は使用料を減免することができる。

- (1) 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人を含む。）又は地方公共団体から分析等の依頼又は設備の使用許可の申請があつた場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認める場合

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

鹿児島県工業技術センターの手数料の額を改定し、並びに手数料及び使用料の減免措置を拡充するため、所要の改正をしようとするものである。